

# 令和元年度 第10回吉川区地域協議会次第

日時：令和2年1月23日（木）午後6時30分  
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報告事項

### (1) 会長報告

### (2) 委員報告

### (3) 事務局報告

## 4 協議事項

### (1) 平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」とした項目の状況把握調査に

対する回答について

### (2) 令和2年度地域活動支援事業吉川区採択方針の検討について

### (3) 吉川区地域協議会活動報告会の内容について

### (4) 部会検討事項等について

### (5) その他

## 5 総合事務所からの諸連絡

## 6 そ の 他

## 7 閉 会

## 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
吉川区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付の見直しを次のとおり予定しています。

### 1 見直し概要について

#### (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日17時15分から翌日8時30分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

#### (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する3か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんにお住まいの区にかかるらず、これまでどおり手続きができます。

#### (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

#### <電話転送先>

○安塚区及び大島区	⇒ 浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒ 柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒ 板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒ 木田庁舎に転送

#### (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

- ※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。
- ※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考) 「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- ① 防犯情報（不審者情報・事件情報）
- ② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）
- ③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問
- ④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）
- ⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）

## (5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉店）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

## (参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

- 令和2年1～2月 13区での住民説明会の開催  
機械警備導入に向けた契約事務
- 3月 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事
- 4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

## 吉川区総合事務所防災行政無線放送の取扱方針（案）

R2.4.1

### 火災の場合

- 吉川区内における火災で、発生時と鎮火時に放送します。
- ※吉川区に隣接する柿崎区上下浜、桜町新田で火災が発生した場合も放送します。

### 大型野生動物（クマ、イノシシ）

- 吉川区内において、クマの目撃に関する通報があった時やイノシシの目撃に関する通報があり人身被害が懸念される時に放送します。

### その他（停電、道路の通行止め、断水等）

- 吉川区内において、停電や県道などの主要な道路で臨時の通行止め、断水などがあった時などに放送します。
- ※放送内容は、復旧（解除）の見込みや、発生から数時間が経過し、途中経過が分かった時など、状況に応じて放送します。

平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」等とした事項についての状況把握調査

NO.	項目	回答又は参考情報
1 地域協議会名	・吉川区地域協議会	
2 見直し対象の項目について		
(1) 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	(吉川区では回答不要)	
②対応の理由	(吉川区では回答不要)	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	(吉川区では回答不要)	
(2) 提案団体の自立化に向けた取組について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	(吉川区では回答不要)	
②対応の理由	(吉川区では回答不要)	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	(吉川区では回答不要)	
(3) 新規案件の掘り起しに向けた取組について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	(吉川区では回答不要)	
②対応の理由	(吉川区では回答不要)	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	(吉川区では回答不要)	
(4) ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	吉川区の課題である過疎化、少子高齢化を念頭に、地域の魅力向上や交流人口の増加、賑わいがあり住みよい地域づくり等につながる事業に対して、活動環境の整備に不可欠と思われるハード的な取組を認めた。但し、他の補助制度より有利な条件にならないよう判断した。	
②対応の理由	基準設定に支障があるため、審査時に改めて真摯に対応するものとした。※物品購入等が団体の活動環境を整備し、受益団体の活動が区のイベント等の賑わいづくりに貢献している実情を考慮し、ハード事業の上限割合等は導入せず、不可欠なハード事業は認めるものとした。	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	活動団体の取組が、様々な面で吉川区の賑わいづくりの一助となっている現状に鑑み、一概にハード的な取組を排除するべきでない。一方、ハード的な取組に対する必要性の判断は地域協議会での協議に委ねられ、客観的、数値的な判断基準を作ることが困難である。	
(5) 追加募集実施に当たっての基準について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	当初募集における提案事業の総額が区への配分額を下回り、追加募集を行った。それでも提案額が配分額に満たないばかりか、事務局や委員に相談された提案が提出されない事案等が見受けられたため、区内に潜在する提案意思の確認を兼ねて、三次募集を行った。	
②対応の理由	採択状況に応じた臨機の対応を図ることとした。 ※追加募集について協議を行った結果、採択終了時に協議し、実施可否を決定していくことにしたもの。	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	3事業が提案され、追加募集を実施した意義が見受けられたが、三次募集は8月頃になり、秋から冬に行う事業のみしか対象にならない。今年度は、潜在的な提案意思を確認する必要を感じたが、三次募集の実施に当たり、その意義を慎重に見極める必要がある。	
(6) 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	(吉川区では回答不要)	
②対応の理由	(吉川区では回答不要)	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	(吉川区では回答不要)	
3 その他	○自由記述	

平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」等とした事項についての状況把握調査

NO.	項目	記載例
1 地域協議会名	・〇〇区地域協議会	
2 見直し対象の項目について		
(1) 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	審査・採択の際に、地域協議会の中で〇〇区にとって必要な事業を考慮しながら審査した結果、〇〇に資する事業が採択された。	
②対応の理由	昨年度の見直しにおいて、一律の基準設定に支障があつたことによるもの。	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	〇〇区の課題解決や活力向上に資する事業を採択できていると考えるため、今後も審査時に真摯に対応していく。	
(2) 提案団体の自立化に向けた取組について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	提案事業が一過性の取組とならないよう、団体からのヒアリングの際に、来年度からの活動状況について確認した。	
②対応の理由	団体ごとに事情が異なることから一律の基準を設定せず、提案事業の審査時に案件ごとに内容を精査していくこととしたもの。	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	来年度も一律の基準は設定せず、提案事業ごとに内容を確認することとしているが、例えば地域活動支援事業を活用した後、自立して活動を行っている団体を地域協議会だよりで取り上げるなど、各団体の自立化に向けた働きかけを行っていく。	
(3) 新規案件の掘り起しに向けた取組について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	地域協議会だよりや総合事務所だより、防災行政無線等の幅広い媒体で区内に広く周知を行った。特に地域協議会だよりでは、採択結果を掲載するだけではなく、事業の実施後に団体から活動内容を寄稿してもらうなど、内容を工夫した。	
②対応の理由	昨年度の見直しで一律の基準設定はしないこととしたため、周知等に力を入れたことによるもの。	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	毎年、新規案件が提案されているため、来年度も統一的な基準設定は行わない予定である。今後も効果的な周知方法や相談体制の強化を図ることで、新規案件の掘り起しにつなげていく。	
(4) ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	活動に伴う備品の購入について、地域協議会のプレゼンテーションの中で提案団体に活用の方法等を確認し、レンタルで対応できないかどうかを確認した。	
②対応の理由	事業実施のために必要な備品等は事業内容や活動団体によって異なることから、プレゼンテーションで案件ごとに確認することとしたもの。	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	活動に必要と思われる備品について委員ごとの共通認識が異なり、審査に時間を要したため、審査前に共通認識を図る必要がある。	
(5) 追加募集実施に当たっての基準について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	当初募集の審査が終了した段階で新規案件が〇件あったことから、協議の結果、新規案件の掘り起しが充分になされていると結論づけ、不要不急な事業への補助とならないよう追加募集を実施しなかった。	
②対応の理由	当初募集の審査終了後に、採択状況や配分額の残額等に応じて協議・決定することとしたもの。	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	年度替わりで役員が交代するなどの要因により、年度当初の募集期間に間に合わなかった団体があったため、地域団体等の状況も考慮する必要がある。	
(6) 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について		
①当該項目を運用の中でどのように反映したか	事業の採択に当たり、審査前に地域協議会で十分協議して、各委員の審査への関与の可否を確認した。	
②対応の理由	現状の取扱いを維持することとしたため。	
③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	これまで各委員は公平に審査しており、不都合は生じていないため、今後も現状の対応を継続していく。	
3 その他	○自由記述(補足等)	

※ 赤字(ゴシック体)が例として記載した事項

## 記載要領

### 1 はじめに

- 回答項目の対象は、平成 30 年度に実施した、地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」の中で市が提示した 6 項目となります。昨年度の検討の結果、「運用の精査で対応」としていない項目については、回答不要です。
- 記載内容については、外部への公表を前提に作成してください。  
記載内容の活用に当たっては、府内での状況把握・今後の検討資料のほか、市議会での答弁基礎資料としての活用を見込んでいます。
- 報告ファイルは Excel で作成しています。全地域協議会の情報集約等を行う都合上、ファイル上の所定のシート（「記載様式」）・項目のみ記載してください。  
ファイルの行の高さや列の広さを調節しても構いませんが、行や列の加除等は、情報集約作業に影響が及ぶため、行わないでください。

### 2 作成主体・作成手順

- 回答の作成主体は、地域協議会です。
  - 作成の手順は、各地域協議会に一任します。
- ※地域協議会と事務所の協議により、地域協議会の検討状況を踏まえて事務所が回答項目を下書きし、地域協議会又は地域協議会役員会、会長等が確認・修正することで内容を確定しても構いません。

### 3 回答項目への記載方法

(NO. 1 関係)

- 地域協議会の名称を記載してください。

(NO. 2 関係)

- 各項目の①は、平成 30 年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」とした事項について、運用の中でどのように反映したかについて記載してください。
- 各項目の②は、①の結果とした理由を記載してください。
- 各項目の③は、①②で記載した内容を踏まえ、運用に当たっての課題や今後の検討事項等を記載してください。

※各項目については、適宜、記載例を参照しながら記載してください。

(NO. 3 関係)

- 自由記述欄となっています。補足等がある場合のみ記載してください。

H30の見直しにおいて「運用の精査で対応」とした区及び項目 一覧表

	(1) 採択方針	(2) 団体自立化	(3) 新規掘り起し	(4) ソフト活動	(5) 追加募集	(6) 審査関与
高田区				○	○	○
新道区		○	○	○	○	
金谷区						
春日区		○	○	○	○	○
諏訪区		○	○	○		
津有区		○	○	○		
三郷区						○
和田区	○					
高士区		○	○	○	○	○
直江津区		○		○	○	
有田区		○	○	○	○	○
八千浦区		○	○	○	○	○
保倉区		○	○	○	○	○
北諏訪区		○	○	○	○	○
谷浜・桑取区		○	○	○	○	○
安塚区		○	○	○		
浦川原区		○	○	○	○	○
大島区				○	○	
牧区						
柿崎区						
大潟区				○	○	○
頸城区						
吉川区				○	○	
中郷区		○	○	○		○
板倉区						
清里区	なしに応じて検討					
三和区				○		
名立区		○	○	○		

※灰色セルは、検討の結果、「見直しを実施」又は「対応済みのため現状維持」等となった項目

## 令和2年度地域活動支援事業 吉川区の採択方針(案)

吉川区地域協議会

吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。

### 1 採択する事業の分野等

(1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであつて、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

(2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。但し、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。

(3) 同一団体による同様の事業は、10年間に3回を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超えて採択することができる。

(4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と地域協議会が認めたものは、採択することができる。

### 2 補助額の上限

補助額の上限は70万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。

### 3 補助率

補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。

### 4 採択審査

(1) 提案の詳細を把握するため、審査前に提案者によるプレゼンテーションを行う。

(2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地観察を行う。

(3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。

(4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。

(5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額（以下「配分額」という。）までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出があれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。

### 5 提案団体の代表者である委員の取扱い

提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを除外するものではない。

### 6 追加募集の実施

採択した事業の提案額の総額が配分額に満たない場合は、必要により追加募集を行う。

# 地域活動支援事業 吉川区の審査要領

吉川区地域協議会

## 1 提案事業にかかる勉強会の実施

提案事業にかかる情報共有（研究）及び委員間での認識の共有（意見交換）を目的に、プレゼンテーションの実施後に勉強会を行う。

なお、勉強会において委員から、採点票の「(1)基本審査」及び「(2)地域自治区の採択方針」に適合しない提案であるとの意見が出された場合は、提案内容にかかる認識を共有するため、全委員での意見交換を行う。

## 2 廃止された他の補助制度の要件に合致する提案の取扱い

提案された事業が廃止された他の補助事業の要件に合致する場合（採択方針 1-(2)関連）には、地域活動支援事業で採択すべき事業であるかを協議すると同時に、その補助事業における補助率等を参考に、廃止された補助事業による補助を受けた団体等との間に不公平が生じないよう、慎重に審査するものとする。但し、地域協議会における審査の結果、廃止された他の補助事業の補助率等を上回る条件で採択することを妨げるものではない。

## 3 審査手順

採択方針の 4-(3)に定める審査では、「(3)共通審査基準」の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の 5 項目に各 5 点を配点し、全委員による採点後にその平均点を算出することにより順位を決定する。

## 4 その他

審査の方法や手順、採点の結果を左右する重大な方針を決定する必要がある時は、審査会までに地域協議会の会議において内容を協議する。

### 附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

## 吉川区地域協議会活動報告会（案）

◇開催日時 令和2年3月1日（日） 午後1時30分から

◇会場 吉川コミュニティプラザ 多目的ホール

◇次第

(1) 開会（進行：横田弘美 委員）

(2) あいさつ

- ・吉川区地域協議会 会長 片桐雄二（想定所要時間：2分）
- ・吉川区総合事務所 所長 小林修一（想定所要時間：2分）

(3) 地域協議会の活動状況報告

①活動の概要（地域活動支援事業の審査含む）

報告者：吉川区地域協議会 副会長 加藤正子（想定所要時間：10分）

②活動の成果（自主的審議事項、諮問答申・意見書の提出）

報告者：吉川区地域協議会 副会長 山岸晃一（想定所要時間：10分）

③専門部会の活動

報告者：吉川区地域協議会 安全・安心部会長 平山英範（想定所要時間：8分）

暮らし・支え合い部会長 上野康博（〃）

次世代担い手部会長 関澤義男（〃）

(4) 地域協議会委員改選に伴う公募の説明（説明者は事務局。想定所要時間：10分）

①公募の説明

【資料】地域協議会委員募集のパンフレット、委員手引き（予定）

※応募を予定されている方には、公募の手引きと応募書類一式（応募様式と記載例）も配布する予定。

②質疑

(5) 令和2年度地域活動支援事業の説明（説明者は事務局。想定所要時間：10分）

①事業の説明

【資料】令和2年度地域活動支援事業の概要【吉川区版】（予定）

②質疑

(6) 閉会

- ・吉川区地域協議会 副会長 山岸晃一（想定所要時間：2分）

公の施設の再配置計画（個別施設計画）  
策定に係る取組状況について

第10回吉川区地域協議会  
令和2年1月23日  
諸連絡資料

## 1 公の施設の再配置計画（個別施設計画）の概要

### (1) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）とし中間年に当たる令和7年度に見直しを行う。

### (2) 取組方針

以下の4つの取組方針に基づき公の施設の再配置を検討する。

取組方針	具体的な取組
① 人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止）
② 地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	用途の変更 機能の集約
③ 利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④ 長期にわたり利用促進を図るために計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

## 2 関係者との協議について

### (1) 目的

区内の各施設の配置状況や利用状況、維持管理費等を踏まえ、将来を見据えた施設の適正配置について意見交換し、令和2年度末（令和3年3月）に策定する再配置計画に反映する。

### (2) 関係者との協議の進め方

- 各施設の配置状況や老朽化度、利用者状況、維持管理費などに基づき『将来の在るべき姿』を協議
- 施設カテゴリ毎に、区内や周辺の配置状況を参考に再配置候補施設を選定
- 再配置の実施に向けた課題や対応策等の意見聴取
- 意見を踏まえ、再配置候補施設リストを作成

### (3) 計画策定までのスケジュール

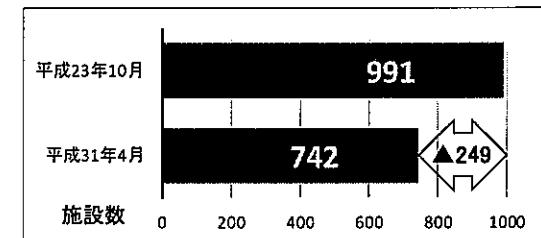
時 期	内 容
H31.3～	○全28区の地域協議会に第6次上越市行政改革推進計画の策定に伴い公共施設の見直しを含む行政改革の取組の概要を説明
R1.10～11	○全28区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1.12～R2.3	○地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2.4～12	○地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映 ○パブリックコメントの実施（計画案の公表）
R3.3頃	○公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表
〈参考〉	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 → 答申 ○市議会で議決 → 施設の再配置（廃止、譲渡等）
R3.4～R12.3	

# 今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

## 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

### 1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



### 2 現状と課題

#### 現 状

##### ○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いている。令和27年には、推計で約14万人となる見込み。  
(H31.4.1現在の人口：192,068人)

##### ○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2～R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

##### ○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。  
(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

#### 課 題

##### ○人口減少

##### ○施設機能の重複する配置

##### ○施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制

##### ○施設機能の適正な維持

\*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

## 公の施設の再配置計画（個別施設計画）について

### 1 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

### 2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

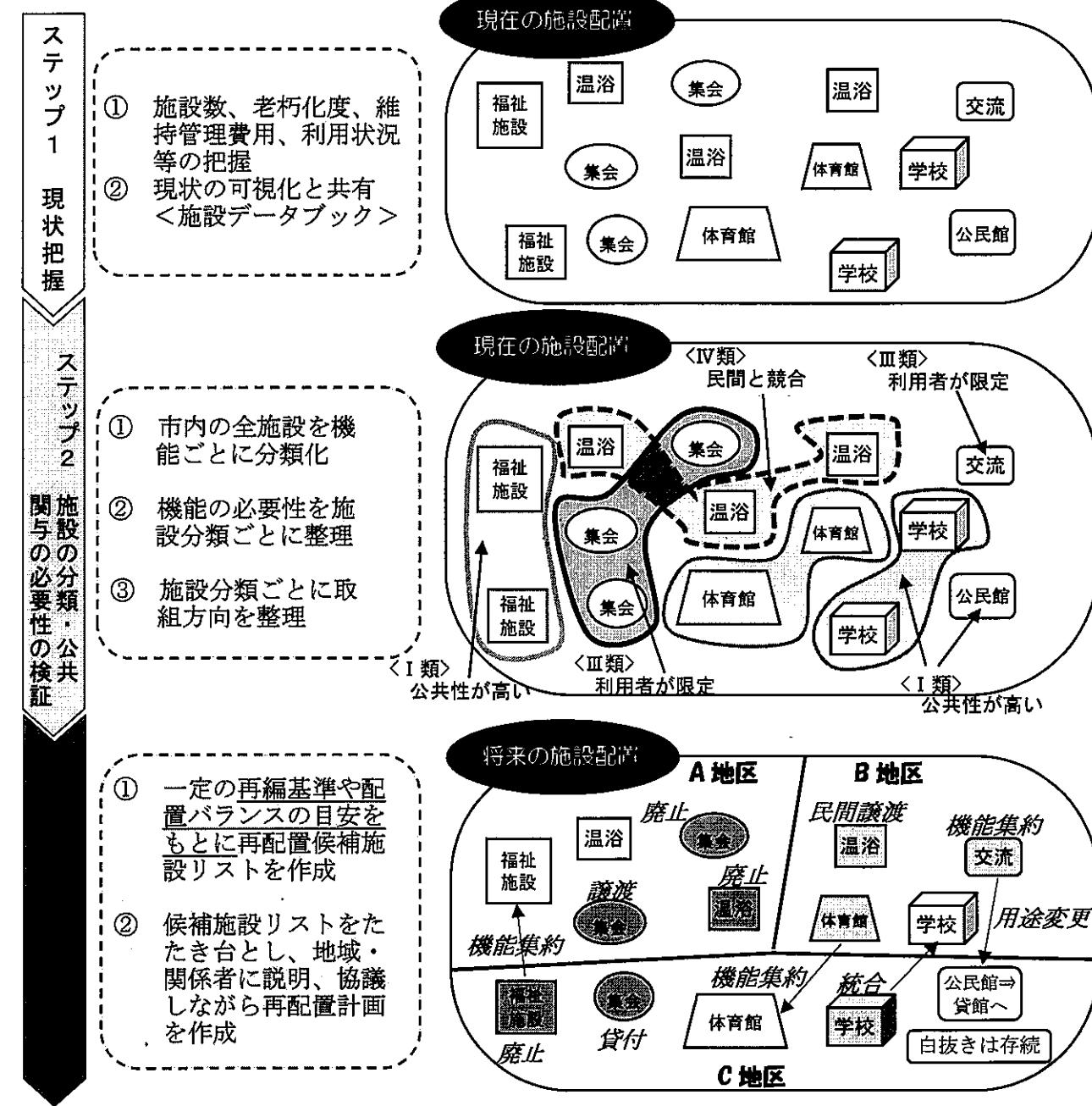
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
前期(令和3年度から令和7年度)					後期(令和8年度から令和12年度)				

見直し

### 3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更 機能の集約
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	施設の長寿命化
④長期にわたり利用促進を図るために計画的な修繕等について検討	

### 4 今後の取組のイメージ



#### 将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の縮減を図ることが必要と考えています。